

# 容量停止計画の2年度前調整の調整期間終了後 における追加変更について

2025年1月29日  
電力広域的運営推進機関  
需給計画部 容量市場センター

- 容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認められません。
- やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られるなどを基本に、追加・変更が認められます。判明次第直ちに本機関まで連絡し、所定の手続きを行ってください。
- 調整期間終了後における容量停止計画の追加・変更の手続き詳細については、次頁の内容をご確認ください。
- なお、本資料は年度共通事項として掲載しております。

■ 調整期間の終了後に容量停止計画を追加・変更する際は、以下の手順にて手続きをお願いいたします。

- ① 作業変更等の必要が生じた場合に作業工程を再検討
- ② 調整後の作業日程で、作業変更により影響を受ける他の事業者※1の同意を得る※2
- ③ 関係者の同意が得られた後に、本機関に変更内容をメール※3で報告する
- ④ 容量市場システムに追加・変更後の容量停止計画を登録※4する
- ⑤ 本機関にて、適宜供給信頼度の確保状況を確認※5する

※1：影響を受ける他の事業者については属地一般送配電事業者に確認

※2：同意を得るための調整は容量提供事業者が主体的に実施

※3：【報告先】容量市場受付窓口

※4：供給計画や作業停止計画の内容と整合させる

※5：供給信頼度に影響を与え経済的ペナルティの対象となる場合、本機関より対象となる事業者に個別に連絡